

令和 8 年 8 月 28 日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場 所	納 期 （履行期限）	見積依頼書 公 表 日	見 積 書 提出期限	見積合わせの 日 時	落札決定方式	防衛省競争 参加資格	備考
1	6 5 号食厨動力コ ンセント増設役務 （令和 8）	陸上自衛隊 青野原駐屯地	令和 8 年 10 月 30 日	令和 8 年 8 月 28 日	令和 8 年 9 月 3 日 10 時 00 分	令和 8 年 9 月 3 日 10 時 00 分	総品目総額	なし	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

（1）見積に関する問い合わせ先

〒 6 7 5 - 1 3 5 1 兵庫県小野市桜台 1 番地

陸上自衛隊青野原駐屯地 第 3 5 2 会計隊青野原派遣隊（担当：中西）

電話番号 0 7 9 4 - 6 6 - 7 3 0 1（内線 3 4 7）

FAX 番号 0 7 9 4 - 6 6 - 7 3 0 3

（2）仕様書の内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊青野原駐屯地 青野原業務隊管理科（担当：安達）

電話番号 0 7 9 4 - 6 6 - 7 3 0 1（内線 4 6 3）

- 5 見積を F A X で送付された際は、電話連絡にて送付確認を行うようにしてください。

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額 ￥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
6 5号食厨動力コンセント増設役務（令和8）	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	陸上自衛隊青野原駐屯地	納 期（履行期限）		令和8年10月30日	
契約保証金	（免 除）	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊青野原駐屯地
第352会計隊青野原派遣隊長 矢野 健二 殿

住 所：
会 社 名：
代 表 者 名：
担 当 者：
連 絡 先：

※ 押印を省略する場合には、担当者及び連絡先まで記載すること。

市 価 調 査 書

分任契約担当官
陸上自衛隊青野原駐屯地
第352会計隊青野原派遣隊長 矢野 健二 殿

令和8年9月2日（水）までに提出をお
FAXで願います。

¥

(税抜き)

納 期 : 令和8年10月30日
納入場所 : 陸上自衛隊青野原駐屯地

(住所・会社名・代表者氏名・担当者氏名・連絡先)
(捺印不要です)

令和 年 月 日

住 所 :
会社名 :
代表者 :
担当者 :
連絡先 :

内訳（税抜き）

品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額
65号食厨動力コンセント増設役 務（令和8）	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信願います。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕様書番号
		青野原営－００１９
６５号食厨動力コンセント増設役務 (令和８)	防衛大臣承認	
	作成	令和 ８年 ８月２０日
	変更	
	作成部隊等名	青野原駐屯地業務隊管理科

１ 総則

１．１ 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊青野原駐屯地において実施する６５号食厨動力コンセント増設役務（令和８）について規定する。

１．２ 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

１．２．１ 動力コンセント増設

動力コンセントの新設、ブレーカーの取換、配線・配管の新設および一部既設配線の撤去をいう。

１．３ 引用文書等

１．３．１ 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
営繕工事写真撮影要領（国土交通省WEBサイト）

b) 法令等

関係法令等（条例を含む）

２ 修繕に関する要望

２．１ 一般要望事項

- a) この修繕によって設備が機能および性能を損なうことなく、安全かつ安定して使用できなければならない。
- b) 現場の納まり等で材料などの軽微な変更は監督官との打ち合わせによって行うこと。また軽微な変更に伴う金額変更は行わないものとする。
- c) 業務内容において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事が含まれる場合（同法第３条第１項ただし書の軽微な建設工事を除く。）は、業務実施前に同法第３条に規定する許可証明書、同法第１９条の２に規定する現場代理人通知書及び同法第２４条７に規定する施工体制台帳の写しを監督官に提出するものとし、業務の実施に当たっては使用する材料の工事搬入報告書を作成するとともに、施工前後及び施工時の写真（カラー）を撮影の上、業務報告書に添付するものとする。
- d) 役務に際しての行動は、監督官の指示に従うとともに、施工地域以外の場所への立ち入りは行わない。
- e) 現場の風紀・衛生及び盗難防止について必要な処置を施すとともに、受注者の責任において管理し、作業後係官の点検を受ける。
- f) 本役務に必要な電気及び水は、原則受注者側において準備する。但し、新設を行う機器の試運転調整などでの運転に必要な電気、水道の使用についてはその限りではない。
- g) 作業において、自衛隊施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧する。

- h) 本役務に使用する材料は本設計図書に適合するものとし、仮設材を除き、特記なき限りすべて新品とする。
- i) 仕様書に記載なき事項で当然必要な事項及び係官が軽微な事項を指示した場合は、受注者にて実施すること。

2.2 修繕要領など

修繕要領などは、次による。

- a) 受注者は、契約後、速やかに修繕の実施計画書を作成して監督官等に承認を受ける。
- b) 作業の内容を満たすために必要な改造、雑材、消耗品は請負者の負担とする。
- c) JIS及び各種協会規格に合致したものとする。
- d) 取換作業は、下表のとおりとする。

番号	工程名	作業内容
1	材料検査	材料等の数量、品質について検査し、記録する。
2	養生	修繕部位周辺、搬出入路部分の養生を行う。
3	撤去	修繕部位の既存撤去を行う。
4	取付	修繕部位の新規取付を行う。
5	調整	取付品の調整を行う。
6	試験	機能性能について確認を行う。
7	完成検査	取付完了品の外観、機能、性能、表示、包装などについて検査を受ける。

2.3 役務場所

兵庫県小野市桜台 1 番地（陸上自衛隊青野原駐屯地）

2.3.1 修繕実施箇所

付図による。

2.4 施工期間

契約締結日 ～ 令和 8 年 1 0 月 3 0 日

※実施日は官側指定とする。（作業実施予定日：第 4 金曜日）

2.5 撤去済み部品などの処置

- a) 撤去済み部品などの返納要領は、有価物については指定の場所に種類ごとに整理の上、発生材調書、発生材数量根拠及び状況写真を監督官等に提出する。また、発生材の数量は種類ごとの数量（単位：キログラム）を集計するものとし、小数点以下は切り捨てる。
- b) 受注者は、本作業により発生する産業廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 号）等に基づいて適正に処理し、監督官に報告する。

2.4 作業間の作業中止事項

作業間の作業中止事項については、監督官等により作業中止の指示があった場合は、即刻作業を中断し、資材等の撤収及び屋外給気管等を作業前の状態に指示時間内に復旧し、じ後の活動に影響が出ないようにしなければならない。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、要求事項を満足していることを確認するために必要な試験を実施し、試験終了後速やかに試験結果を官側へ提出する。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、下表のとおりとする。但し、内容により下記の書類が発生しないものは省略することができる。

番号	名称	提出時期	数量
1	契約内訳明細書	完成後速やかに	1
2	修繕実施計画書	契約後速やかに	1
3	工程表	契約後速やかに	1
4	現場代理人等通知書	契約後速やかに	1
5	施工体制台帳の写し	契約後速やかに	1
6	工事材料搬入報告書	実施前	1
7	業務報告書	完成後速やかに	1
8	製品保証書等	完成後速やかに	1
9	作業写真	完成後速やかに	1
10	発生材関連書類	完成後速やかに	1
11	マニフェストA, B 2, D, Eの票写し	処理の都度速やかに	1
12	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	契約後速やかに	1
13	産業廃棄物処分業許可証の写し	契約後速やかに	1
14	その他監督官等が指示した書類	必要の都度	1

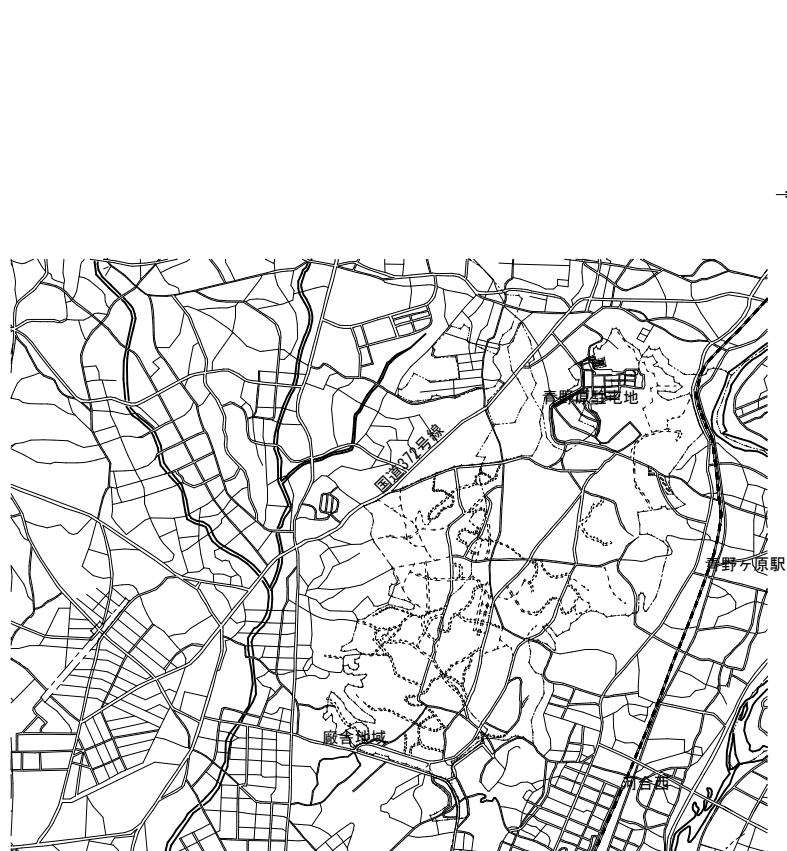
4.2 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、知りえた保護すべき情報の取扱いに当たっては、適切に管理する。

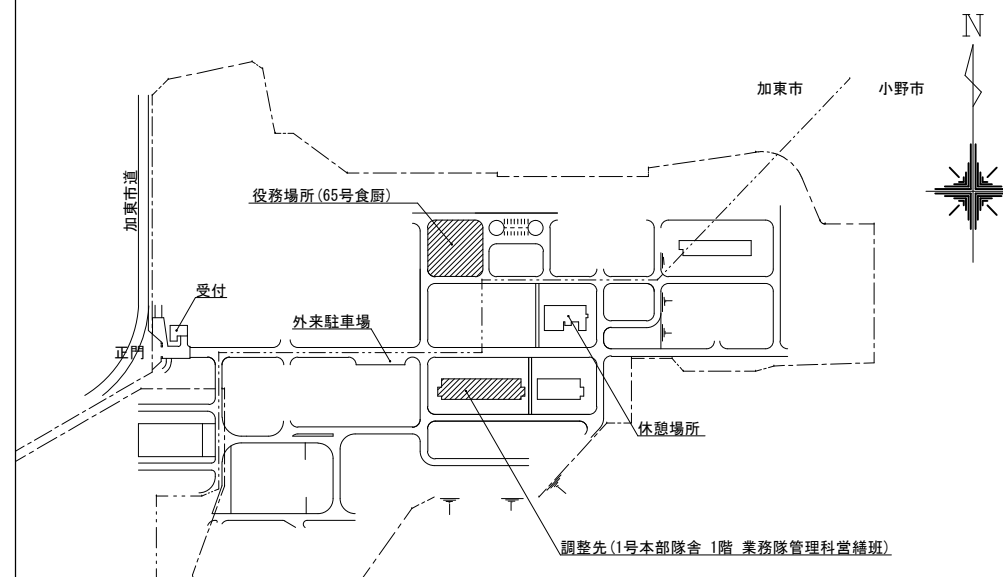
4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、速やかに連絡および確認事項等の整理を行うとともに、協議のうえ、監督官の指示による。

駐屯地案内図

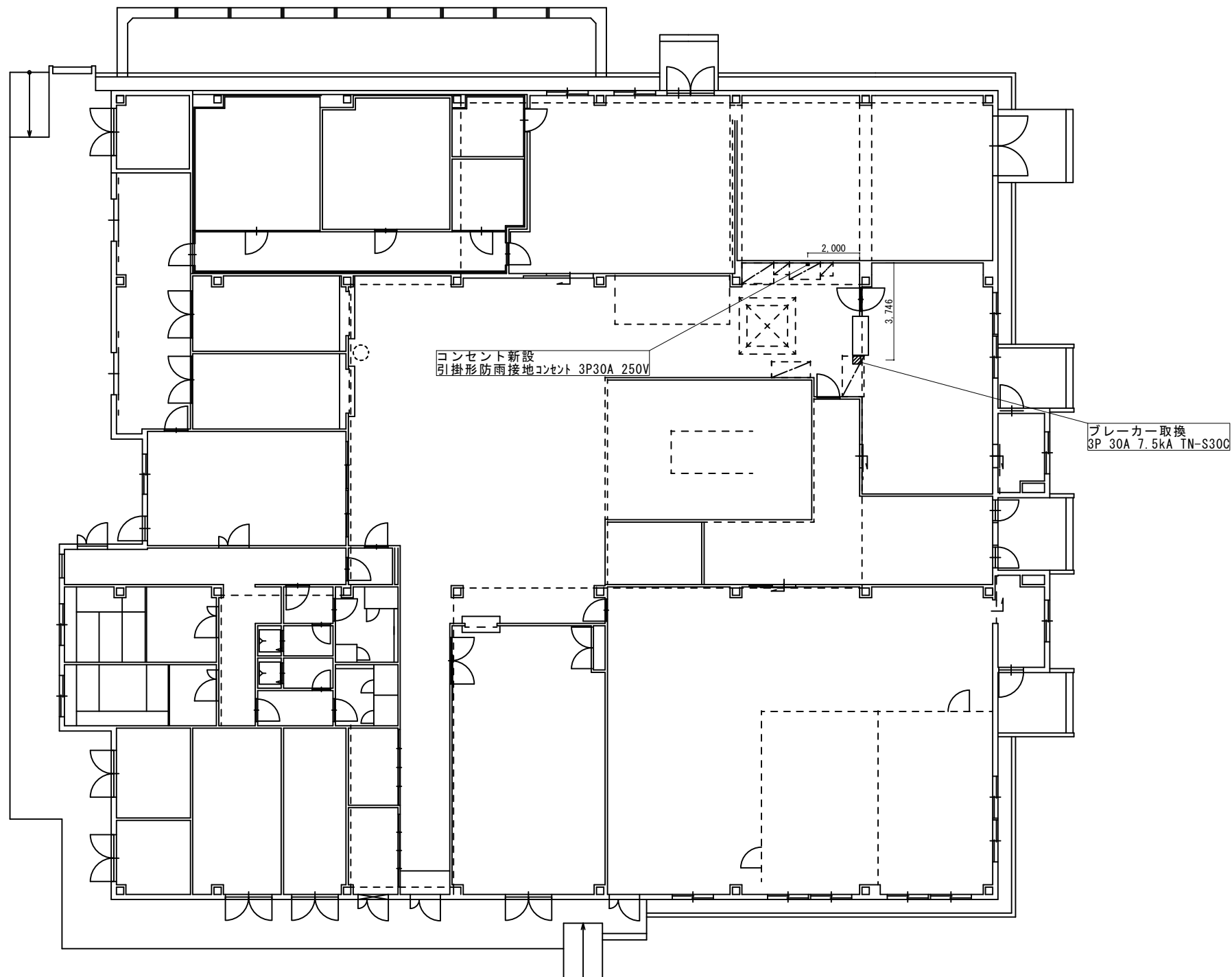


駐屯地配置図



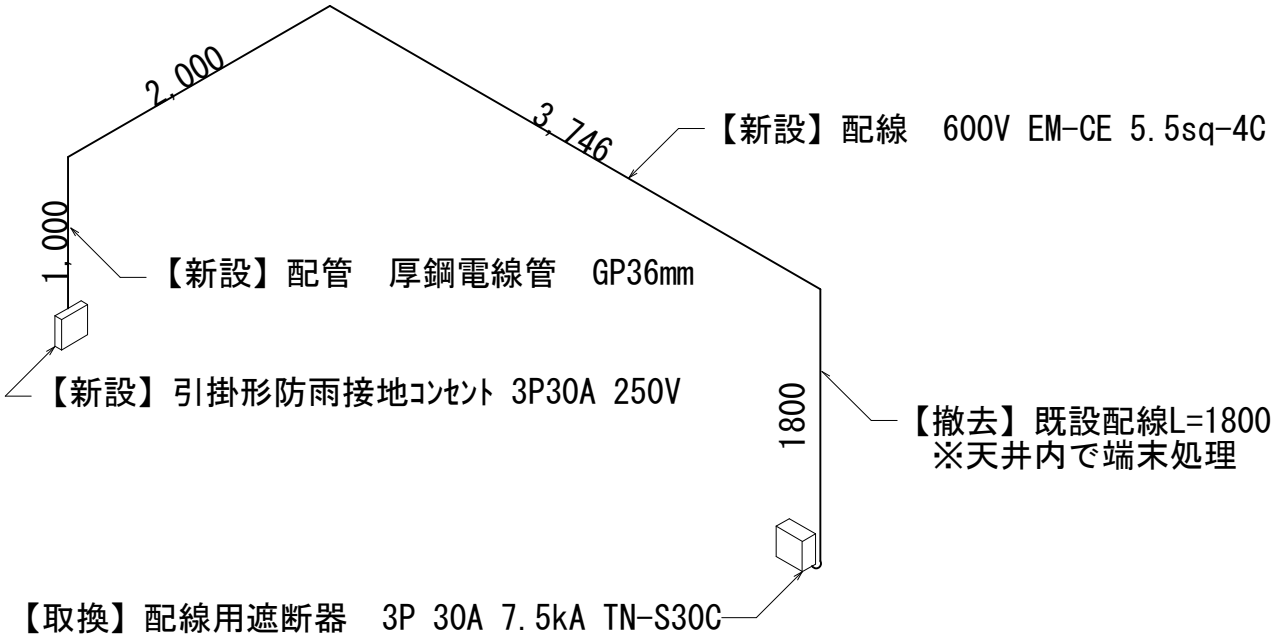
青野原駐屯地

役務名称	65号食厨動力コンセント増設役務（令和8）	図面名称	案内図・配置図	縮尺	図面番号
	青野原駐屯地業務隊管理科営繕班			N. S.	4/6



工事名称	6 5号食厨動力コンセント増設役務（令和8）	図面名称	平面図	縮尺	仕様書番号
青野原駐屯地業務隊営繕班				1/100	5/6

※数量は参考とし、請負者は必ず施工前に現地において施工数量の調査を行うこと。



役務名称	65号食厨動力コンセント増設役務（令和8）	図面名称	アイソメ図	縮尺	仕様書番号
	青野原駐屯地業務隊管理科営繕班			1/50	6/6